

野村興産株式会社の管理型最終処分場に係る地域の概要

1 申請の概要

(1) 申請者

住所 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番3号

氏名 野村興産株式会社 代表取締役 藤原 悌

(2) 申請年月日

令和元年5月29日

(3) 施設の設置予定場所

北海道北見市留辺薬町富士見217番1、4

2 申請地周辺の状況

(1) 地勢

申請地は、北見市留辺薬町市街地から約40km離れた地点に位置している。申請地の地目は山林及び雑種地となっており、都市計画区域外に位置している。

(2) 周辺住民の居住状況

申請地周辺500m以内に住宅はなく、最寄りの住宅地までは約3kmである。

(3) 生活環境の状況（利水状況など）

申請地周辺500m以内に飲用井戸はなく、放流先である無名川の下流に水道水源はない。

また、申請地及びその周辺は悪臭・騒音・振動に係る規制区域には指定されていない。

3 当該地域における廃棄物の処理状況

北見市内の最終処分場で、現在稼働中の施設は8施設あり、その内訳は次のとおり。

最終処分場の種類	施設数	設置者内訳
安定型最終処分場	2施設	処理業者2施設
管理型最終処分場	2施設	処理業者1施設、事業者1施設
安定・管理型最終処分場	3施設	処理業者3施設
遮断型最終処分場	1施設	処理業者1施設

4 当該申請に係る関係市町村及び住民の意見等

(1) 縦覧期間

2019年6月25日（火）～2019年7月25日（木）

(2) 市町村長の意見

2019年8月8日（木）を提出期限として照会中。

(3) 利害関係者の意見

2019年8月8日（木）を提出期限として募集中。

5 申請者の廃棄物処理業の状況等

(1) 廃棄物処理業の許可取得状況

- ・ 産業廃棄物収集運搬業
- ・ 産業廃棄物処分業
- ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業
- ・ 特別管理産業廃棄物処分業

(2) 申請者への立入検査

平成30年6月12日に建設予定地の現地調査を実施し、申請書記載どおりの現況であることを確認済み。

(3) 申請者への不利益処分状況

申請者は過去に行政処分や文書による行政指導を受けたことはない。

6 その他

(1) 公害防止協定

北見市及び常呂漁業協同組合と締結済み。

(2) 主な他法令の許可の見通し

- ・ 土壌汚染対策法に係る届出準備中。
- ・ 森林法に係る届出（森林伐採届出）提出済み。
- ・ 河川法に係る許可を申請済み。